

令和8年4月27日

保護者様

京都市立桃山南小学校
校長 香村 明寛

台風・地震等に対する非常措置についてのお知らせ

本校では、台風等により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発表された場合及び桃山南学区に「避難指示」が発令された場合、また、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取ります。テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

◎台風等に関する措置

1. 特別警報について

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・ 午前0時までに解除になった場合 5校時（13時50分）から始業（給食は中止）
 - ・ 午前0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休業

2. 暴風警報について

- (1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・ 午前7時までに解除になった場合 平常授業
 - ・ 午前9時までに解除になった場合 3校時（10時45分）から始業
 - ・ 午前11時までに解除になった場合 5校時（13時50分）から始業（給食は中止）
 - ・ 午前11時現在、警報発表中の場合 臨時休業

※ なお、9時、11時までに解除になった場合は、それぞれ始業時刻の30分前に集合場所に集合し、集団登校とします。

3. 大雨警報、洪水警報等が発表された場合について

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページや保護者連絡ツール「すぐる」で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

（特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。）

裏面あり

4. **避難指示**が発令された場合について

桃山南学区に水害に対する避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

※ 「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。

ただし、「高齢者等避難」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）を取る場合があります。

5. 在校中に特別警報・暴風警報が発表された場合、もしくは避難指示が発表された場合について直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで学校に留め置くこととし、安全が確認された場合は集団下校としますが、不測の事態においては、保護者の方（緊急時における帰宅場所及び引き取り者登録用紙《緊急時引き取り者》欄に記載されている方のみ）への引き渡し帰宅とします。

◎地震に関する措置

1. 登校前に発生した場合

- (1) 京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、学校ホームページやPTA・学校メール等により、授業等を実施する旨を連絡します。

- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2. 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。

帰宅については、保護者の方（**緊急時における帰宅場所及び引き取り者登録用紙《緊急時引き取り者》欄に記載されている方のみ**）への引き渡し帰宅とします。

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、ご家庭でも話し合いや確認をお願いします。

また、このプリントの内容につきましては、お子様にもご指導いただきますようお願い致します。

※このプリントはホームページにも掲載しています。